

6. 水 道 料 金 等

6. 水道料金等

(1) 水道料金の変遷

実施年月日 昭和51年4月1日							
用途	料金		超過料金 (1m ³ につき)	メータ使用料			
	基本料金(1月につき)	水量		料金	口径	使用料(1月)	口径
一般用	10m ³ まで	520円	11m ³ ~30m ³ まで 75円	13mm以下	30円	40mm以下	180円
			31m ³ 以上 100円	20mm以下	90円	75mm以下	1,050円
公衆浴場用	300m ³ まで	7,000円	301m ³ 以上 50円	25mm以下	100円	100mm以下	1,330円

実施年月日		昭和51年4月1日(料金改定率191.6%)		
(1) 基本料金		(2) 超過料金		
基本水量10m ³ 分及び 量水器使用料金含む		用途	使用水量 (1m ³ につき)	料金
メータの口径	基本料金 (1月につき)	一般用	11m ³ ~ 30m ³ まで 31m ³ 以上	75円 100円
13mm	550円	公衆浴場用	使用水量 300m ³ まで 301m ³ 以上 1m ³ につき	7,000円
20mm	610円			50円
25mm	620円			
40mm	700円			
75mm	1,570円			
100mm	1,850円			

実施年月日		昭和57年4月1日(料金改定率15.6%)		
(1) 基本料金		(2) 従量料金		
メータの口径	基本料金 (1月につき)	用途	使用水量 (1m ³ につき)	料金
13mm	300円	一般用	1m ³ ~ 10m ³ まで	50円
20mm	600円		11m ³ ~ 30m ³ まで	75円
25mm	1,000円		31m ³ 以上	100円
30mm	2,000円	公衆浴場用	1m ³ ~ 300m ³ まで 301m ³ 以上	20円
40mm	3,000円			50円
50mm	5,000円			
75mm	12,000円			
100mm	19,000円			
150mm	37,000円			

実施年月日		昭和60年6月1日(料金改定率46.1%)		
(1) 基本料金		(2) 従量料金		
メータの口径	基本料金 (1月につき)	用途	使用水量 (1m ³ につき)	料金
13mm	400円	一般用	1m ³ ~ 10m ³ まで	50円
20mm	800円		11m ³ ~ 20m ³ まで	100円
25mm	1,300円		21m ³ ~ 30m ³ まで	130円
30mm	2,700円		31m ³ ~ 70m ³ まで	160円
40mm	4,000円		71m ³ 以上	190円
50mm	7,000円			
75mm	17,000円			
100mm	27,000円			
150mm	52,000円			

実施年月日		平成元年6月1日(料金改定率10.1%)		
(1) 基本料金		(2) 従量料金		
メータの口径	基本料金 (1月につき)	用途	使用水量 (1m ³ につき)	料金
13mm	550 円	一 般 用	1m ³ ~ 10m ³ まで	60 円
20mm	1,150 円		11m ³ ~ 20m ³ まで	100 円
25mm	1,750 円		21m ³ ~ 30m ³ まで	130 円
30mm	2,800 円		31m ³ ~ 70m ³ まで	160 円
40mm	5,000 円		71m ³ 以上	200 円
50mm	8,000 円			
75mm	18,000 円			
100mm	32,000 円			
150mm	70,000 円			

実施年月日		平成元年10月1日(料金改定率△1.5%)		
(1) 基本料金		(2) 従量料金		
メータの口径	基本料金 (1月につき)	用途	使用水量 (1m ³ につき)	料金
13mm	520 円	一 般 用	1m ³ ~ 10m ³ まで	60 円
20mm	1,050 円		11m ³ ~ 20m ³ まで	100 円
25mm	1,560 円		21m ³ ~ 30m ³ まで	130 円
30mm	2,800 円		31m ³ ~ 70m ³ まで	160 円
40mm	5,000 円		71m ³ 以上	200 円
50mm	8,000 円			
75mm	18,000 円			
100mm	32,000 円			
150mm	70,000 円			

(消費税を含む)

実施年月日		平成6年10月1日(料金改定率12.7%)		
(1) 基本料金		(2) 従量料金		
メータの口径	基本料金 (1月につき)	用途	使用水量 (1m ³ につき)	料金
13mm	520 円	一 般 用	1m ³ ~ 10m ³ まで	70 円
20mm	1,090 円		11m ³ ~ 20m ³ まで	110 円
25mm	1,700 円		21m ³ ~ 30m ³ まで	150 円
30mm	3,000 円		31m ³ ~ 70m ³ まで	190 円
40mm	5,200 円		71m ³ 以上	230 円
50mm	8,400 円			
75mm	18,700 円			
100mm	33,300 円			
150mm	72,800 円			

(消費税を含まない)

実施年月日		平成13年10月1日(料金改定率14.6%)		
(1) 基本料金		(2) 従量料金		
メータの口径	基本料金 (1月につき)	用途	使用水量 (1m ³ につき)	料金
13mm	520 円	一 般 用	1m ³ ~ 10m ³ まで	80 円
20mm	1,090 円		11m ³ ~ 20m ³ まで	130 円
25mm	1,950 円		21m ³ ~ 30m ³ まで	180 円
30mm	3,450 円		31m ³ ~ 70m ³ まで	230 円
40mm	5,950 円		71m ³ 以上	270 円
50mm	9,600 円			
75mm	21,400 円			
100mm	38,000 円			
150mm	83,000 円			

(消費税を含まない)

(2) 加入負担金の変遷

メタの口径	昭和46. 4. 1実施	昭和50. 1. 1実施	昭和55. 6. 1実施	昭和60. 7. 1実施
13mm	15,000円	30,000円	30,000円	150,000円
20mm	15,000円	30,000円	60,000円	200,000円
25mm	15,000円	40,000円	120,000円	400,000円
30mm	15,000円	120,000円	150,000円	500,000円
40mm	15,000円	200,000円	300,000円	1,000,000円
50mm	15,000円	320,000円	450,000円	1,500,000円
75mm	15,000円	1,400,000円	1,400,000円	3,000,000円
100mm	15,000円	2,500,000円	2,500,000円	6,000,000円
125mm	15,000円	3,900,000円	3,900,000円	9,000,000円
150mm	15,000円	5,600,000円	5,600,000円	15,000,000円

メタの口径	平成元. 10. 1実施	平成9. 4. 1実施
13mm	154,500円	157,500円
20mm	206,000円	210,000円
25mm	412,000円	420,000円
30mm	515,000円	525,000円
40mm	1,030,000円	1,050,000円
50mm	1,545,000円	1,575,000円
75mm	3,090,000円	3,150,000円
100mm	6,180,000円	6,300,000円
125mm	9,270,000円	9,450,000円
150mm	15,450,000円	15,750,000円

(注)

昭和46. 4. 1～昭和61. 3. 31までは
名称を「給水納付金」とした。

平成元. 10. 1実施 消費税3%含む。

平成 9. 4. 1実施 消費税5%含む。

(3) 業種別使用水量の状況（平成25年度）

区分 用途	量水器使用戸数（件）	給水使用量（m ³ ）	平均使用水量（m ³ ）
家事用	389,363	14,219,235	37
家事兼営業用	4,658	215,795	46
公衆浴場	0	0	0
官公署用	563	116,652	207
公衆用	1,373	19,352	14
その他・官公署	389	198,539	510
学校用	333	298,456	896
病院用	1,027	173,513	169
事務所用	3,030	111,502	37
営業用	7,130	840,261	118
工場用	859	1,082,494	1,260
その他	1,955	43,758	22
合計	410,680	17,319,557	42

※臨時給水は含まない

(3) - 2 業種別使用水量の状況 (平成24年度)

区分 用途	量水器使用戸数 (件)	給水使用量 (m ³)	平均使用水量 (m ³)
家事用	385,170	14,263,252	37
家事兼営業用	4,707	222,285	47
公衆浴場	0	0	0
官公署用	559	125,356	224
公衆用	1,372	17,627	13
その他・官公署	390	182,549	468
学校用	330	322,766	978
病院用	1,016	182,101	179
事務所用	2,949	110,065	37
営業用	7,168	848,868	118
工場用	886	1,071,344	1,209
その他	2,061	42,421	21
合計	406,608	17,388,634	43

※臨時給水は含まない

(4) 水道料金徴収状況

区分 月別	調 定		収 入		残 高		徴 収 率	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
	件	円	件	円	件	円	%	%
25年4月	35,242	247,669,957	35,182	247,441,512	60	228,445	99.82	99.90
5月	33,131	307,423,529	33,097	307,285,274	34	138,255	99.89	99.95
6月	34,983	262,178,160	34,923	261,879,199	60	298,961	99.82	99.88
7月	33,211	316,945,658	33,154	316,724,636	57	221,022	99.82	99.93
8月	35,115	263,511,122	35,050	263,213,326	65	297,796	99.81	99.88
9月	33,211	335,207,719	33,146	334,890,929	65	316,790	99.8	99.90
10月	35,190	260,161,954	35,080	259,439,103	110	722,851	99.68	99.72
11月	33,228	311,805,322	32,982	310,312,456	246	1,492,866	99.25	99.52
12月	35,310	256,470,811	34,661	252,069,666	649	4,401,145	98.16	98.28
26年1月	33,255	304,293,961	31,850	294,915,731	1,405	9,378,230	95.77	96.91
2月	35,313	262,669,005	31,614	238,551,088	3,699	24,117,917	89.52	90.81
3月	33,497	295,527,659	54	131,032	33,443	295,396,627	0.16	0.04
合 計	410,686	3,423,864,857	370,793	3,086,853,952	39,893	337,010,905	90.28	90.15

区分 年度	調 定		収 入		残 高		徴 収 率	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
	件	円	件	円	件	円	%	%
23年度	401,708	3,430,321,985	401,212	3,428,134,771	496	2,187,214	99.87	99.93
24年度	406,608	3,436,034,977	406,081	3,433,577,030	527	2,457,947	99.87	99.92

(5) 過年度水道料金徴収状況

区分 年度	未収金		収入		過年度損益修正		残金	
	件数	金額	件数	金額	件数修正	金額修正	件数	金額
23	570	2,465,985	74	278,771			496	2,187,214
24	39,658	331,913,031	39,131	329,438,211	0	△ 16,873	527	2,457,947
合計	40,228	334,379,016	39,205	329,716,982	0	△ 16,873	1,023	4,645,161

未収金：平成25年4月1日現在

収入：平成25年度納金分

残金：平成26年3月31日現在

(6) 料金払込方法別契約件数

区分 年度	集金		納付		口座振替		計	
	件数 (件)	構成比 (%)	件数	構成比 (%)	件数	構成比 (%)	件数	構成比 (%)
16	266	0.4	9,941	16.1	51,598	83.5	61,805	100.0
17	75	0.1	9,973	15.9	52,592	84.0	62,640	100.0
18	69	0.1	10,275	16.2	53,251	83.7	63,595	100.0
19	58	0.1	11,070	17.2	53,231	82.7	64,359	100.0
20	31	0.0	11,636	17.8	53,551	82.2	65,218	100.0
21	32	0.0	12,068	18.3	53,824	81.7	65,924	100.0
22	28	0.0	12,646	19.0	53,990	81.0	66,664	100.0
23	22	0.0	12,845	19.1	54,338	80.9	67,205	100.0
24	6	0.0	13,452	19.1	54,598	80.9	67,205	100.0
25	4	0.0	13,957	20.3	54,849	79.7	68,810	100.0

(7) 加入負担金の状況

年 度	13mm		20mm		25mm		30mm		40mm	
	件数 (件)	納付金 (円)	件数 (件)	納付金 (円)	件数 (件)	納付金 (円)	件数 (件)	納付金 (円)	件数 (件)	納付金 (円)
8	276	41,601,700	2,042	375,239,300	113	41,653,200	7	3,605,000	8	8,240,000
9	188	28,791,000	1,536	287,154,000	72	26,239,500	9	3,748,500	8	4,347,000
10	131	18,690,000	1,533	289,642,500	43	14,217,000	8	3,118,500	6	5,880,000
11	132	20,349,000	933	165,144,000	39	12,411,000	11	4,893,000	6	6,300,000
12	108	15,960,000	1,422	272,034,000	31	10,951,500	10	3,685,500	8	7,098,000
13	110	16,873,500	1,006	188,685,000	22	7,465,500	3	1,281,000	4	4,200,000
14	100	14,826,000	964	180,252,500	22	7,057,000	2	336,000	5	3,328,500
15	55	8,662,500	1,310	253,837,500	23	8,085,000	8	3,465,000	4	4,200,000
16	58	9,135,000	898	165,427,500	14	5,040,000	1	525,000	6	5,932,500
17	43	6,772,500	1,365	267,907,500	23	7,717,500	7	2,887,500	7	6,720,000
18	73	11,445,000	1,051	194,250,000	16	5,722,500	4	1,890,000	6	5,670,000
19	70	10,972,500	1,083	207,270,000	19	6,877,500	3	1,575,000	4	4,200,000
20	141	22,102,500	1,289	253,207,500	13	4,935,000	5	2,467,500	2	2,100,000
21	77	12,075,000	720	131,827,500	11	4,462,500	7	3,517,500	6	4,777,500
22	70	11,025,000	820	154,087,500	16	6,195,000	2	840,000	3	2,992,500
23	43	6,772,500	806	150,202,500	12	3,937,500	2	840,000	2	2,100,000
24	60	9,450,000	767	138,390,000	15	4,777,500	4	1,365,000	5	5,092,500
25	43	6,772,500	1,312	249,585,000	14	4,935,000	7	3,517,500	7	7,192,500

※ 昭和60年7月1日～名称を「加入負担金」とし、全部改定。昭和61年4月1日～条例化。

(消費税込)

50mm		75mm		100mm		150mm		合 計	
件数 (件)	納付金 (円)	件数 (件)	納付金 (円)	件数 (件)	納付金 (円)	件数 (件)	納付金 (円)	件数 (件)	納付金 (円)
1	1,545,000	2	6,180,000	-	-	-	-	2,449	478,064,200
-	-	1	3,150,000	-	-	-	-	1,814	353,430,000
-	-	4	9,660,000	1	6,300,000	-	-	1,726	347,508,000
3	4,725,000	-	-	-	-	-	-	1,124	213,822,000
-	-	-	-	-	-	-	-	1,579	309,729,000
1	1,575,000	-	-	-	-	-	-	1,146	220,080,000
-	-	-	-	-	-	-	-	1,093	205,800,000
-	-	1	2,100,000	-	-	-	-	1,401	280,350,000
1	1,050,000	-	-	-	-	-	-	978	187,110,000
3	4,200,000	-	-	-	-	-	-	1,448	296,205,000
2	3,150,000	1	1,575,000	-	-	-	-	1,153	223,702,500
2	3,150,000	-	-	-	-	-	-	1,181	234,045,000
4	6,300,000	-	-	-	-	-	-	1,454	291,112,500
1	1,575,000	-	-	-	-	-	-	822	158,235,000
-	-	-	-	-	-	1	9,450,000	912	184,590,000
-	-	-	-	-	-	-	-	865	163,852,500
-	-	-	-	-	-	-	-	851	159,075,000
-	-	-	-	-	-	-	-	1,383	272,002,500

(8) 手数料収入状況

年度	区分	設計審査及び工事検査手数料	
		件数(件)	金額(円)
10		2,071	10,355,000
11		1,424	7,120,000
12		2,025	10,125,000
13		1,513	7,565,000
14		1,421	7,115,000
15		1,775	8,875,000
16		1,355	6,775,000
17		1,810	9,050,000
18		1,546	7,730,000
19		1,644	8,220,000
20		1,873	9,365,000
21		1,327	6,635,000
22		1,431	7,155,000
23		1,352	6,760,000
24		1,393	6,965,000
25		1,863	9,315,000

(9) 水道負担金経過一覧

S. 42. ~46. 6	名称を「原水分担金」とする。 1 坪 250円 (5,000㎡以上) ~ [開発] 300円 (4,999㎡以下)
46. 7~48. 3	1 ㎡ 152円 (坪500円) [開発=有効面積]
48. 4~48. 7	1 ㎡ 152円 [開発=造成面積]
48. 8~51. 3	1 ㎡ 300円 ["]
51. 4~	1 ㎡ 500円 ["]
53. 1. 1~	1 ㎡ 500円 [一般からも徴収]
53. 2. 10~	一 般 均等額 70,000円 区画整理地 500円/㎡×敷地面積 (但し 最低額70,000円) 特殊建築物 500円/㎡× (敷地面積または開発面積+2階以上の延床面積)
60. 7. 1~	名称を「開発負担金」とする。 500㎡以上 (宅地造成または建築物:専用住宅以外の建物)を 対象とする。
H. 8. 4. 1~	「開発負担金」500円/㎡を廃止する。 但し「工事負担金」は継続する。 設計手数料(設計額の100分の4) 監理手数料(設計額の100分の4) 事務手数料(設計額の100分の2)
13. 4. 1~	「工事負担金」に 消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする(外税)